

雇用クリーンプランナー プレゼンツ ミニセミナー

日常職場編シリーズ第9回

「休日①振替と代休」

休日①振替と代休

休日出勤なのに…

Q 当社の従業員で先日、お休みである日曜日に会社の指示で出勤した者がいました。会社はその代わりに水曜日をお休みとしましたが、その従業員からは「日曜日は就業規則で法定休日記載されています。休日出勤は1.35の割増が支給されるのではないかと質問を受けました。会社としては休日と勤務日を交換した形ですので問題と思いますがいかがでしょうか？」



A 振替休日か代休かで扱いが異なります。振替休日ならば休日と平日の交換なので割増はなし。一方、代休ならばお休みをあげても0.35分は別途支払いが必要です。

休日①振替と代休

【振替のポイント】

- * あらかじめ事前に休日と勤務日を交換しておくこと
別途支給なし

【代休のポイント】

- * 休日にいきなり緊急で出勤を命じ、後から休みを与えること
別途0.35支給

	日曜日	水曜日	
【あらかじめ】	勤務	振替休日	
【緊急（突然）】	勤務	代休	0.35

【必要な対応】 振替休日と代休の違いを理解して使い分ける

【プランナー】 労働トラブル編～休日～振替休日と代休